

開催日時 2008年5月13日(火) 13:30~18:30

場 所 大阪市中央公会堂 3階 中集会室

参加者数 委員18名、河川管理者(指定席)23名、一般傍聴者(マスコミ含む)251名

1. 決定事項: 特になし

2. 報告: 庶務より、第77回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。

3. 審議: 「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見」についての河川管理者の質疑
審議資料1-1-1~1-1-5について、質疑応答および審議がなされた。主な内容は以下の通り(例示)。

- 河川管理者には、「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)に対する意見」を尊重して頂けるのか。原案を見直して頂けるのか。見直しの結果、原案の中身が変わってくると思うが、見直された結果が示されなければ、原案に対する最終的な意見が出せない(委員長)。

- 意見書は、学識経験者から頂いたご意見として尊重させて頂く。内容を吟味し、反映できるものを整備計画案に反映させていく。整備計画原案は、整備計画案をつくるにあたって頂くご意見を出してもらいやすくするために提示しているもので、何度も作り替えるものではない。これまでと同様に、原案のわかりにくい箇所など具体的に言って頂ければ、補足説明をさせて頂く(河川管理者)。

- 意見書で指摘した事項については、原案を全て書き直すという意味ではなく、何らかの形で提示して頂きたい。その上で、最終意見を申し上げる(委員長)。

- わかりました(河川管理者)。

- 本日の説明は原案の見直しも含めた作業の一環であると考えている(河川管理者)。

○審議資料1-1-5「淀川水系河川整備計画策定に向けて」について

- 河川管理者は、委員会の意見書や審議をどう考えているのか。それぞれの専門家にそれぞれの意見を述べて欲しいということであれば、委員会を開催せずに、個別に意見を聴けばよいのではないか。

- 意見書の本文だけではなく、そこに至るまでの一つ一つの意見も重要であり、その中には意見書の解釈や前提、専門的な背景や根拠、理由が含まれている。正確にとらえる必要があると考えている(河川管理者)。

- 議事録はあくまでも補足であり、委員会として提出した意見書が本文だ(委員長)。

○審議資料1-1-4「環境、治水、利水についての総合的な検討・利水」について

- 委員会が行ってきた根本的な議論に戻るべき。耐越水堤防で対応できれば、技術的に解明されていない環境保全策をとらなくて済む。大局的な視点から、整備計画原案と委員会の意見を比較検討して欲しい。

- 改正河川法は、治水、利水、環境がそれぞれ一定の譲歩をして整備計画をつくりあげてを求めているが、原案はそうっていない。例えば、環境へのダメージコストについてどのような検討をしたのか。

- 環境の目標設定は可能だが、目標設定も定量評価もできていないのが問題だ。治水、利水、環境を同列に扱うなら、ダムによって劣化する環境をどう補償するかという考えではなく、環境の目標を設定すべき。

- 生物多様性が豊富な場所(ホットスポット)の見極めがないまま、整備計画が策定できるのか。総合的な検討をしていくなら、補償的な手法だけではなく、ホットスポットを見極めていく必要がある。

- 各河川が抱えている環境問題を解決していくためにどう役立てるかという発想を持った計画が必要だ。

- 手付かずの自然環境にダメージを与えないためには、すでに開発された人工的な箇所での計画が必要。社会側・人間側のコンフリクトの調整(地権者との調整等)に関する議論が十分にできていない。

- ダムについては「十分な調査に基づき、専門家等の意見を聴きながら環境影響の評価を行っている」(審議資料1-1-4)とは言えない。どれだけ調査しても不十分だが、それでも判断するという考えが必要だ。

- 本日の説明資料では、過去からの環境も含めた総合的な検討を積み上げた上で、なぜダムを選択しなければならなかったのかについて、説明をしている(河川管理者)。

- 「総合的な検討」の捉え方が河川管理者と委員会で食い違っている。意見書では、原案が過去からの議論の積み上げになっていないと指摘している。今後の委員会で、河川管理者と委員会の食い違いを埋めるような議論をしていきたい(委員長)。

- 以前の審議で、委員から「このような調査すべき」といった積極的な提案をすべきという意見もあったが、河川管理者としては、その辺りが見えてこない。環境の専門家のご意見を聴きながら調査してきたが、具体的に不足しているものが理解できていない中で「やっていない」と言われているという気持ちもある(河川管理者)。

- 「環境の目標は立てられる」「環境コストをどう検討したのか」といった意見が委員から出している。環境については委員会でも十分には議論されていないが、議論せずに進んでいくということではない。議論によって河川管理者と委員会の溝を埋める努力をしてほしい(委員長)。

- 複数の代替案を組み合わせた場合の効果や木津川の環境悪化を改善するといった検討が不十分だ。

- 個々の環境の目標については議論したが(例:琵琶湖の水位操作)、水系全体の環境の目標については集中的に議論していない。一元的にデータを収集して示してもらえれば、方向性が出てくる。

- 第一次、第二次委員会の重要なテーマの1つが丹生ダムの影響だ。原案では「引き続き調査する」という位置付けだが、今後どう扱うのか。その結論を出した上で、審議を進めて頂きたい。

- 河川管理者は、大阪市の水利権と実取水量の乖離をどう考えているのか。大阪市の水需要は30年間減り続けている。河川管理者が把握している大阪市の直近の水需要計画を示して頂きたい。

- 「利水者会議」を早期に立ち上げ、川上ダムの利水、異常渇水対策等について議論して頂き、その上で委員会にフィードバックして頂きたい(委員長)。

○審議資料1-1-1「ダムによる水位低下の評価について」、審議資料1-1-2「耐越水堤防について」、審議資料1-1-3「淀川水系の治水計画の考え方」について

- 中上流の河川整備によって、計画規模洪水でHWL+17cmになる下流3.6km区間について、堤防天端までHWL

以下と同様の浸透洗掘対策した場合の費用はどの程度になるのか。堤防天端までHWL以下と同じ対策を行えば、HWL以下と同じ安全性を確保することができる（委員長）。

→現在の技術では、HWL以下と同じ信頼性は得られない（河川管理者）。

→HWL以下については、堤防設計指針があり、浸透と洗掘に対する安全性は確保できる。なぜ同じことがHWL+17cmでできないのか。HWLを超えれば技術的には対応できないというのが河川管理者の説明だが、実際にはHWLを超えてしまう箇所がある。これらは仕方がないということか（委員長）。

→整備計画の目標としてHWL以下に水位を抑えたい。HWLを超えれば、破堤に対する信頼性は著しく低下するというのが河川管理者の見解だ（河川管理者）。

→木津川、宇治川、桂川でHWLを超えてしまう。宇治川については整備後の方が水位が上がる。これをどう考えるのか（委員長）。

→さまざまな計算があり、例えば、高潮が重なれば、HWLを越えてしまう。計画規模洪水でHWL以下におさまるようにするのが、河川管理者としての責任を果たす安全基準だ（河川管理者）。

・越水対策と標準的な堤防強化の違いは、遮水シート、排気層、裏法保護工、法尻工だが、1km当たりの単価が最大で5倍近くになっている。また、通常の堤防強化であれば5年の期間だが、越水対策の場合は35年に増加している（審議資料1-1-2）。かなりの過大評価であり、越水対策をしたくないという資料だ。本気で越水対策をしようと思えば、さまざまな対策がある（委員長）。

→さまざまな方法で越水対策をやれるとは思いますが、我々の技術では、堤防の信頼性を損ねずに構造体として責任が持てるものではない（河川管理者）。

・なぜ、耐越水堤防を平成10年の重点施策としたのか。なぜ、平成12年災害復旧助成事業に耐越水堤防を追加したのか。那珂川上流圏や留萌川の整備計画には耐越水型堤防が位置づけられている。出雲川のHPではフロンティア堤防が紹介されている（委員長）。

→まず、淀川水系の堤防は高いという点が挙げられる。一定の外力に対して越水に耐えられる構造物はお金をかければ造り得るが、技術的に難しい。実際に4つの現場で耐越水堤防が試験的につくられたが、コストと効果の関係から、現在はほとんどの現場で使われていない（河川管理者）。

・整備計画の30年をマイナー対策で切り抜けられるかどうかという点が問題だ。大戸川ダムで下げられる水位を天端までの堤防補強でカバーできるのか。水源の転用で何とかできるのか。一方で、整備計画の先に繋がる対策も入れておかなければならない。異常な降雨に対応するためには堤防補強もダムも必要だ。

・「HWL以下で壊れない堤防をつくれ」というのが法令の趣旨だ。審議資料の「HWLはたとえ1cmでも超過しないようにすべきもの」という河川管理者の説明は、河川管理者としてHWLまでの安全性を確保すべく頑張るということであり、それ以上に頑張るべきではないかという決まりはないのか。

→HWLを超えてもできるだけ壊れないよう工夫はするが、HWLを越えてもよいという計画をつくってよいわけではない（河川管理者）。

→HWL+17cmの堤防補強をすれば、結局、安全性に違いはないのではないかというのが委員の意見だ。

→河川管理者は責任論から出発している。まずは流域の住民の命をどう守るかを考えた上で、河川管理者の責任論や法令との調整について議論すべきだ（委員長）。

→計画規模洪水でHWLを1cmも超えてはならないという河川管理者の考えは分かったが、その計画論が妥当なのかどうかということだろう。

→整備途上の河川整備計画で、なぜ淀川だけがHWLを1cmも超えてはならないのか。河川管理者には「ダムはやりたくないが、ダムが必要」という説明をして欲しい（委員長）。

→環境も含めて総合的に考えた上で、どうしてもダムが必要だという説明をしてきている。本日は、工学的に、客観的に、耐越水堤防という選択肢は難しいという説明を行った（河川管理者）。

・大戸川ダムの代替案として、三川合流地点から枚方までの高水敷掘削、桂川の掘削、天ヶ瀬ダムの現況の操作も踏まえた総合的な代替案を示してもらいたい（委員長）。

→確かにその通りだが、複数の代替案を同じ精度で比較する技術ができていない。ダムには実績があり、すでにある程度の投資がなされている等、計画の熟度を考えれば、ダムのプライオリティが高くなることもある。現段階で専門的知識で責任を持って代替案の評価ができるかどうかという問題があることも考えておく必要がある。

・本日の河川管理者の説明資料は「何が何でもダム、特に大戸川ダムを造りたい」という資料だった。そのためには「HWL以上の堤防強化と越水対策は何が何でもやりたくない」という説明だった（委員長）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：11名の一般傍聴者から「河川行政が停滞している。整備計画の早期策定と事業実施をお願いしたい」「流域委員会は諮問委員会。委員には紳士的な意見をお願いしたい」「委員の質問に対して、河川管理者が答えていない」「委員長は河川管理者時代に川上ダムが必要と説明してきた」「河川管理者は委員の質問に誠意を持って答えなければならない。「計画高水位を1cmでも超えてもいけない」ではなく、「1cmでも超えさせたくはないし、途端に破堤するようにしたくない」ということだ。堤防強化については委員会と河川管理者は同じ考えだったはずだ」「委員は利水安全度のデータの裏付けをご存じなのか。きちんと議論して欲しい」「京都府の水需要予測について河川管理者から頂いたデータを検討したが、けいはんな学研都市に毎日52000人も通う予測になっている。きちんと議論して欲しい」「河川管理者は代替案のコストダウンや期間短縮について検討すべき。代替案の結論が出るまで整備計画案を出すべきではない」「球磨川のフロンティア堤防の計画地が放置されている。河川管理者は、ダムとは別に、なすべき事をなすべき」「審議資料には、委員会には原案の再提示を求める権限はないという記述があるが、法的権限の問題ではない。問題は住民の命だ」「河川管理者は「水源の転用は利水者が判断すべき」としているが、箕面市が余野川ダムに出したお金を返して頂きたい。河川管理者には、計画高水位ではなく、命を守って欲しい」といった発言がなされた（例示）。

以上

※結果報告は決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させて頂くものです。詳細な議事内容は議事録をご参照下さい。